

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6678)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を所管する公園事務所または総務部管理課 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所 ・天王寺動物公園事務所
処分の名称	都市公園に関する監督処分
概要	都市公園の管理を適正にして、都市公園の保全及び公衆の都市公園の利用を確保するためには、都市公園の管理の障害となる事実が生じた場合及び公益上やむをえない必要が生じた場合に、障害を除去するための有効適切な処分あるいは措置を講じることが必要であるため、監督処分を行う場合があります。
根拠法令等 及び条項	都市公園法第27条
処分基準	監督処分の権限は、きわめて広範囲に及ぶので、処分の基準を設定するのは、性質上困難であるが、公園管理者はこの権限を行使するに当たっては、違反の程度、故意又は過失の程度、公園管理者の受けた損失の程度等を勘案して、都市公園を保全し、公衆の都市公園の利用を確保するために必要な限度を超えない範囲で処分あるいは措置を行うものとしています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考(参考)	都市公園法(一部) (監督処分) 第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 一 この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者 2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3 前条第2項若しくは第4項又は前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。 4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。 5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。)で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。 6 公園管理者は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間(工作物等が特に貴重なものであるときは、三月)を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。 7 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。 8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。 10 第5項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者(国土交通大臣が公園管理者であるときは、国)に帰属する。